

令和3年度幌延町奨学生募集について

幌延町教育委員会では、令和3年度に高等学校、専修学校の専門課程(専門学校)、短大、大学(大学院)へ進学される方を対象に奨学資金を貸し付けます。

希望される方は、現在通っている学校の学校長と相談の上、教育委員会へお申し込みください。

●募集期間

原則 令和3年2月1日～令和3年3月31日

※募集期間外も受け付けておりますので、ご相談ください。

●貸付額

月額5万円以内

●貸付資格

申請日現在において幌延町民または保護者が幌延町民の者であり、幌延町立の中学校から進学する予定または進学した生徒であること。



●償還方法

奨学資金は、貸付期間終了の日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後20年以内において町長の定めるところにより償還するものとする。

所定の学校または教育機関を卒業後、3年以内に幌延町内へ移住して住民票を有し続け、かつ、町内の各種の業務に従事している期間が、貸付期間の2倍(10年を限度とする。)を超えることとなったときは、貸付金の2分の1を免除することができる。ただし、勤務先が町外であっても同様の扱いとする。

●提出書類

①奨学資金貸付申請書 ②身上申告書 ③成績証明書

④申請者の住民票抄本 ⑤健康診断書

※①、②については、教育委員会総務学校グループに用意しています。

お問い合わせ先：幌延町教育委員会 総務学校グループ 電話：5-1117 告知端末機：5-8817

気象台一口メモ

冬の地震・津波

北海道ではこれまでに、地震や津波により多くの被害が発生していますが、冬に地震や津波が起きると、夏より被害が大きくなると言われています。

要因としては、暖房などの火の使用によって火災が発生しやすいことや、積雪の影響による屋根からの落雪や家屋の倒壊、急傾斜地でのなだれなどが挙げられます。

また、津波が発生した場合は、海上に浮かぶ流水や陸上にある雪や氷の塊などが漂流物となって押し寄せ、家屋を破壊させるなどの被害が発生することがあります。

加えて、路面の状況や吹雪などにより避難路の確保や移動に時間がかかる可能性があるほか、ライフラインがストップした場合には、自宅や避難所、車の中などでの寒さ対策も必要となります。

地震や津波はいつ起きるかわかりませんが、一人ひとりが日頃から心構えをしておくことで被害を少なくすることは可能です。水や食料はもとより、寒さ対策として電気に頼らない暖房器具や、防寒着・防寒シート・毛布・使い捨てカイロの用意、揺れによる屋根からの落雪やなだれ等を想定した避難経路の確認など、いざというときのために出来る準備をしておきましょう。

お問い合わせ先：稚内地方気象台

電話：0162-23-2679

石綿関連疾患に関する 労災補償制度のご案内

中皮種や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付や石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付などの支給対象となる可能性がありますので、下記までご相談ください。

お問い合わせ先：

稚内労働基準監督署

〒097-0001 稚内市末広3-3-1

電話 0162-23-3833

北海道労働局

〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1番1号

札幌第1合同庁舎

電話 011-709-2311(代表)